



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一

○公有水面埋立工事のしゅん功認可……………

……………(港湾局港湾経営部経営課)……………一

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………二

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………三

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同)……………四

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………

……………(東京都収用委員会)……………五

告示

●東京都告示第千三百七十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき京橋二丁目西地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において

準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年八月八日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

京橋二丁目西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年七月十二日から平成二十九年十二月三十一日まで

三 施行地区

中央区京橋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区八重洲二丁目七番七号

平成二十三年七月十二日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年八月八日

●東京都告示第千三百七十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二条第一項の規定に基づき、東京港湾港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月八日

東京港湾港管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 しゅん功認可年月日

平成二十八年八月八日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

三 埋立区域

(一) 位置

第二工区

大田区東海六丁目三番、同区東海三丁目三番、同区城南島六丁目一番及び同区城南島七丁目一番の地先公有水面

(二) 区域

第二工区

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ平成七年九月四日付東京都告示第千四百四号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線(A、P、(+)-一六メートルにより決定)、

⑥の地点と⑨の地点とを結んだ線、⑨の地点と⑳の地点とを結ぶ平成七年九月四日付東京都告示第千四百五号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線(A、P、(+)-一六メートルにより決定)、

⑳の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉓の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点三番台場(北緯三五度三十分〇二秒二八九六、東経一三九度四六分二二秒九二六三)から一八〇度〇七分四七秒五、

二〇六・四九六メートルの地点

なお、三等三角点は平成二十三年三月十一日より前の基準点測量成果である。

②の地点 ①の地点から二二一度四二分一〇秒二〇・〇四〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二一度四二分一五秒八七・一四三メートルの地点

④の地点 ③の地点から二二一度四二分一九秒五・九六七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一三一度三五分〇二秒二〇・〇一九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二一度三四分〇九秒一七六・二〇九メートルの地点

⑨の地点 ⑥の地点から一三一度四七分五〇秒三〇〇・九八九メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から四一度四八分五八秒二八九・一五八メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三二一度五四分二二秒三一・〇三五メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二二一度五五分一八秒〇・九七四メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三二一度四九分〇九秒八九・九四五メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から二二一度四九分一一秒四・七五四メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三二一度五二分五九秒一二〇・七三八メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から四一度五六分一六秒四・五六六メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三二一度五六分一三秒二〇・一八〇メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から四一度四五分四三秒一・〇〇一メートルの地点

(三) 面積

第二工区

八八、七〇二・一六平方メートル

四 埋立地の用途

保管施設用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号
平成二十四年五月二十五日 二十四港経経第六十九号

六 法第二十二條第三項の市町村
大田区

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十八年八月八日
東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年六月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人オーツティックスソサエティー
- 三 代表者の氏名
内田 俊彦
- 四 主たる事務所の所在地
東京都中央区銀座一丁目十三番一号 ヒューリック銀座一丁目ビル五二二号室
- 五 定款に記載された目的

この法人は、足の機能や靴に関する基礎とその応用研究、関連各方面との連絡、連携および情報の提供により、足の障害予防、健康の増進に関する普及を図り、社会へ寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年六月九日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ナノ構造ポリマー研究協会
 - 三 代表者の氏名
西 敏夫
 - 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区内神田三丁目二番十二号 陽光ビル六F 株式会社プラスチックス・エイジ内
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、ポリマー材料と加工技術の実用化を通して経済や社会に大きな影響をもたらしているナノ構造ポリマー技術の研究の経緯と実現への道筋とを、広く社会に対して情報発信しつつ共有することを目的とする。（以上原文のまま掲載）
- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年六月十日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アントレネットあだち
 - 三 代表者の氏名
小池 やよい
 - 四 主たる事務所の所在地

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、創業起業の増進に係る場の提供事業、文化芸術活動の振興に係る場の提供事業等を行うことにより、まちづくりの推進、経済活動の活性化、文化芸術活動の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十八年六月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>下村 誠</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都世田谷区宮坂一丁目三十四番四号 ザ・アゼリアハウスB棟一〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>本会は、主に学生を中心に、児童・生徒からシルバール層にわたる、不特定多数の市民・団体等を対象に、共生社会と連帯の精神を表現するボランティア活動を通じて、人類社会に貢献すると共に、地域社会のリーダー養成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>東京都足立区千住五丁目十一番二号</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十八年六月十三日</p>
<p>三 代表者の氏名</p> <p>藤野 圭司</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都台東区台東四丁目二十六番八号 御徒町台東ビル六階</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般市民に対し、運動器症候群(運動器の障害により、要介護の状態となること又は要介護となる危険性の高い状態となること。以下「ロコモ」という。)の啓発及び予防・早期発見・早期治療の促進に関する事業、並びに、ロコモの予防・治療に携わる各職種に従事する人々に対して、能力向上の支援に関する事業を行い、もって国民の健康及び医療の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年八月八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十八年六月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人江戸川中央リトルシニア野球協会</p> <p>三 代表者の氏名</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十八年六月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人江戸川中央リトルシニア野球協会</p> <p>三 代表者の氏名</p>
<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都江戸川区北小岩七丁目十三番十四号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般市民及び青少年等に対して、野球等のスポーツを通じた青少年の健全育成に関する事業等を行い、青少年の健全育成及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十八年六月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人For Girls Happiness</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>石原 ゆり奈</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都足立区千住旭町四十一番十四号 第一ビル六階</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人はアジアをはじめとした途上国において、人身売買被害女性、被虐待児、貧困家庭に暮らす女性といった弱い立場に置かれる女性たちをレスキューし職業訓練や教育を通して自立を促し、次世代につながる活動を継続的に行い、人権保護、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十八年六月十日</p>

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 P i s t a

三 代表者の氏名

恩田 泰光

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区自由が丘二丁目十六番二十二号 ホーク

パレス自由が丘一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもや、その保護者の居場所を創出することにより、地域社会による子どもへの健全な育成を目指し、もって、子どもをとりまく環境の好循環化を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あびあ

三 代表者の氏名

足立 隆延

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南長崎三丁目二十六番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、「共に生き共に創る地域社会」の創出を目指し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うことにより、障害者の方の生活の質の向上と、障壁のない社会生活や自立した日常生活が送れるよう支援し、みんな仲良く安心して暮らせる地域福祉社会の実現を図るとともに、障害者

の方に対する地域住民の方の一層の理解を深め、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ウオーターエイドジャパン

二 代表者の氏名

滝沢 智

三 主たる事務所の所在地

東京都墨田区両国二丁目十番六号 ローレンス・ノダ

三〇一号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供

する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年八月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

(仮称)王子五丁目計画

二 店舗所在地

北区王子五丁目一番百十一号

三 設置者名

大和ハウス工業株式会社

四 設置者住所

大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

五 小売業を行う者の氏名又は名称

サミット株式会社ほか未定

六 新設をする日

平成二十九年三月一日

七 店舗面積の合計

二千六百二十一平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数

店舗内 百一台

九 駐輪場の位置及び収容台数

店舗北東側ほか 百八十七台

十 荷さばき施設の位置及び面積

店舗内 五十一平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗内 十六・〇〇立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻

午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から午後十一時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南西側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 平成二十八年六月三十日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十八年八月八日から同年十二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年8月8日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第120

号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所 別記のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成28年7月15日

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都墨田区墨田三丁目	1111番7	宅地	12.57 m	13.63 m	13.63 m	鈴木喜博	東京都墨田区墨田三丁目40番4号				
	1111番8	宅地	55.70	56.88	56.88						

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえに
リサイクルされています。